

告示

埼玉県告示第七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
共創未来 本庄薬局	本庄市寿二一六―二八	株式会社ファーマみらい	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成三十一年二月一日
栗橋グループホーム翔裕園	久喜市小右衛門九五―一五	社会福祉法人元気村	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成三十一年一月十日
あすなる薬局 南町店	加須市南町五一―一八	株式会社エフアンドエフ	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成三十一年一月二十日